

平成22年度使用藤沢市立特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書の採択について

平成22年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、本日審議した教科用図書を採択する。

2009年（平成21年）7月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、及び同法施行令第14条及び学校教育法附則第9条の規定により、採択する必要による。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（途中省略）

6 教科書その他の教材に関すること。

（以下省略）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条第1項 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26条）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法附則 抜粋

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。